兵庫県公報

令和6年3月29日 金曜日 第19号外

発 行 人 兵 庫 県 神戸市中央区下山手通

5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、 その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目 次

病院局管理規程

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程をここに公布する。 令和6年3月29日

兵庫県病院事業管理者 杉 村 和 朗

兵庫県病院局管理規程第11号

病院局組織規程等の一部を改正する管理規程

(病院局組織規程の一部改正)

第1条 病院局組織規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第7号)の一部を次のように改正する。 第10条の表県立尼崎総合医療センターの款中

感染対策部					
ŧ		7			
[
感染対策部	感染対策課				
に改め、同表県立西宮病院の <i>制</i> 「	作中]			
感染対策部					
を]			
[
感染対策部	感染対策課				
に改め、同表県立加古川医療センターの款中 「					
感染対策部					
を 「		Л			
感染対策部	感染対策課				
に改め 同表県立けり主姫路終	今年春センターの款中	J			

経営企画部	経営企画	課 医事課	経理課	
医療情報部				
•				
	1			
経営企画部	経営企画	課 医事課	経理課	医療情報課
改め、同款中				
感染対策部				
感染対策部	感染対策	課		
	1			
正改め、同表県立丹波医療センターの款中 -				
感染対策部				
•				
-				
	•			
感染対策部	感染対策	課		
感染対策部 - - - - - - - - - - - - - - - - - - -	感染対策	課		J
: 改め、同表県立淡路医療センターの款中 -			(or on the	
			経理課	医療情報課
: 改め、同表県立淡路医療センターの款中 -			経理課	
改め、同表県立淡路医療センターの款中 ・ ・ ・	総務課	医事企画課		
改め、同表県立淡路医療センターの款中 - 総務部	総務課			
改め、同表県立淡路医療センターの款中 ・ ・ ・	総務課	医事企画課		
で改め、同表県立淡路医療センターの款中 総務部 総務部	総務課	医事企画課		
込め、同表県立淡路医療センターの款中総務部総務部込め、同款中感染対策部	総務課	医事企画課		
では、同表県立淡路医療センターの款中 総務部 総務部	総務課	医事企画課		
込め、同表県立淡路医療センターの款中総務部総務部込め、同款中感染対策部	総務課	医事企画課		
武改め、同表県立淡路医療センターの款中 総務部 総務部	総務課総務課感染対策	医事企画課		
込め、同表県立淡路医療センターの款中総務部総務部込め、同款中感染対策部	総務課総務課感染対策	医事企画課		医療情報課

感染対策部		感染	対策課		
改め、同表県立こども病	院の款中			J	
感染対策部					
				1	
感染対策部			対策課		
改め、同表県立がんセン	ターの款中			J	
感染対策部					
		·]	
		成选、	対策課		
/公木/1水中			√1 3× μ×		
改め、同表県立粒子線医	療センターの読	次中			
感染対策部					
]	
感染対策部		感染	対策課		
改める。					
			安全課 感染対策課」に改める。		
副主任	課		相当の知識又は経験を必要とす	る事務を処理する。	
主事	課		定型的な事務を処理する。		
第34条の表リハビリテー	ション専門員の	う款の次に	こ次のように加える。		
健康管理専門員	県立病院		上司の命を受け、健康管理に関する業務を処理る。		
ゲノム医療調整専門員	県立病院		上司の命を受け、ゲノム医療調整 理する。	 隆に関する業務を処	
第34条の表主任の款の次	<u>―</u> ― に次のようにカ	 []える。			
	地方機関		相当の知識又は経験を必要とする		

主事 地方機関 定型的な事務を処理する。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部改正)

第2条 病院事業職員の給与に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第12号)の一部を次のように改正 する。

第18条第18号の次に次の1号を加える。

(19) 災害応急作業等手当

第32条の5の次に次の1条を加える。

(災害応急作業等手当)

- 第32条の6 災害応急作業等手当は、職員が次に掲げる作業に従事したときに、その者に対して支給する。
 - (1) 異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号)第23条第1項に規定する都道府県災害対策本部又は同法第23条の2第1項に規定する市町村災害対策本部が設置された他の地方公共団体に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整の作業のうち管理者が指定するもの
 - (2) 前号に掲げる作業に相当するものとして管理者が指定する作業
- 2 災害応急作業等手当の額は、前項に規定する作業に従事した日1日につき、450円とする。
- 第3条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「含む。以下」を「含む。)及び勤務時間規程第14条の3第4項の規定により育児を行う医師の短時間勤務の承認を受けた職員(以下これらを」に改め、同条第7項中「以下」を「)又は勤務時間規程第14条の3第1項に規定する育児を行う医師の短時間勤務(以下これらを」に改める。

第12条第1項第2号中「額(」の右に「条例第11条の2の規定により在宅勤務等手当を支給される職員、」を加え、「等のうち、」を「等(」に、「管理者が定める職員」を「給与規則第28条の2で定める職員に限る。)」に、「管理者が定める割合」を「給与規則第28条の2で定める割合」に改める。

第17条中「定める額」の右に「(育児短時間勤務職員等にあってはその額に算出率を、育休法第18条第1項の 規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員にあってはその額に勤務時間規程第2条第4項の規定に より定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額)」 を加え、同条の次に次の1条を加える。

(在宅勤務等手当)

- 第17条の2 条例第11条の2に規定する管理規程で定める勤務は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号)第22条第1項に規定する在宅勤務(以下「在宅勤務」という。)とする。
- 2 条例第11条の2に規定する管理規程で定める期間は、3箇月とする。
- 3 条例第11条の2に規定する管理規程で定める時間は、次に掲げる時間とする。
 - (1) 勤務時間規程第14条の2に規定する超勤代休時間又は勤務時間規程第15条に規定する休日等若しくは年末年始の休日等に割り振られた勤務時間(いずれも特に勤務することを命ぜられた時間を除く。)
 - ② 休暇により勤務しない時間及び前号に掲げる時間のほか、勤務しないことにつき特に承認があった時間
- 4 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 5 管理者は、在宅勤務等手当を支給する場合において必要と認めるときは、在宅勤務を行う場所、日数その 他条例第11条の2の職員たる要件を具備するかどうかの判断に必要な事項を確認するものとする。
- 6 管理者は、前項の確認を行う場合において必要と認めるときは、職員に対し在宅勤務を行う場所等を明らかにする書類の提出等を求めるものとする。
- 7 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給するものとする。
- 8 職員が新たに条例第11条の2の職員たる要件を具備すると認められた場合には、同条に規定する管理規程で定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同条の職員たる要件を欠くことになったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

第32条第1項中「ただし、管理職手当を受ける職員が第2号に規定する業務に従事したとき、又は第3号に 規定する待機を行ったときは、この限りでない。」を削る。

第32条の3第2項第3号の表を次のように改める。

勤務1回当たりの従事時間	金額
7時間超の場合	勤務1回につき56,000円
5時間超7時間までの場合	勤務1回につき42,000円
3時間超5時間までの場合	勤務1回につき28,000円
1時間超3時間までの場合	勤務1回につき14,000円

第47条の4の次に次の1条を加える。

(育児を行う医師の短時間勤務をした職員の退職手当の取扱い)

- 第47条の5 第47条の3第1項及び職員の退職手当に関する条例(昭和37年兵庫県条例第50号。以下「退職手当条例」という。)第9条第4項の規定の適用については、勤務時間規程第14条の3第1項に規定する育児を行う医師の短時間勤務をした期間は、これらの規定による現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとみなす。
- 2 育児を行う医師の短時間勤務をした期間についての退職手当条例第9条第4項の規定の適用については、 これらの規定中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の3分の1に相当する月数」 とする。
- 3 育児を行う医師の短時間勤務の期間中の退職手当条例の規定による退職手当の計算の基礎となる給料月額 は、育児を行う医師の短時間勤務をしなかったと仮定した場合の勤務時間により勤務したときに受けるべき 給料月額とする。

第57条の次に次の1条を加える。

(第1号会計年度任用職員の在宅勤務等手当)

- 第57条の2 在宅勤務等手当は、第17条の2第2項に定める期間以上の期間において1箇月当たり平均10日を超えて正規の勤務時間(休暇により勤務しない期間その他第17条の2第3項に定める時間を除く。)の全部について在宅勤務をする第1号会計年度任用職員に支給する。
- 2 在宅勤務等手当の月額は、3,000円とする。
- 3 在宅勤務等手当は、給料の支給日に支給するものとする。
- 4 第1号会計年度任用職員が新たに第1項の職員たる要件を具備すると認められた場合には、第17条の2第2項に定める期間以上の期間、在宅勤務等手当を支給する。ただし、在宅勤務等手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くこととなったと認められた場合においては、当該要件を欠くこととなったと認められた月以後、在宅勤務等手当を支給しない。

附則第7項中「職員の退職手当に関する条例(以下「退職手当条例」という。)」を「退職手当条例」に改める。

附則第11項中「令和5年4月1日から令和6年3月31日まで」を「令和6年4月1日から令和7年3月31日まで」に改める。

附則第35項第8号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第1項又は第17条の規定による勤務(以下「育児短時間勤務等」という。)をしている職員」を「育児短時間勤務職員等」に改める。

第4条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第39条第1項中「管理職員特別勤務手当の額」を「条例第18条に規定する週休日等は、勤務時間規程第3条第1項に規定する週休日、勤務時間規程第3条第3項及び第5条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日(以下「勤務時間を割り振らない日」という。)又は休日等とし、管理職員特別勤務手当の額」に改める。

第50条の3第2項中「週休日若しくは」の右に「勤務時間を割り振らない日」を加える。

第50条の5中「の日数」を「及び勤務時間を割り振らない日の日数の合計日数」に改める。

第5条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を次のように改正する。

第50条の4中「1年」を「6箇月」に改める。

(病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程の一部改正)

第6条 病院事業職員の給与に関する規程の一部を改正する管理規程(令和5年3月31日兵庫県病院局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

別表第8を次のように改める。

職務の級組織名	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10 級
本庁	主事	副主任	主任	主査		副課長 班長 主任専門 員	参事		副管理者 局長	
県立病院又は 附属診療所	主事	副主任	主任		薬剤部次 長	次長	部長	管理局長	管理局長	
			副主任	主査	課長補佐 專療副長 計長 共 長 東門法法 歩 長 技 任 長 手 長 手 長	薬剤部次長技師長士長療法術等技術・専門		院長補佐		

(病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正)

第7条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程(平成14年兵庫県病院局管理規程第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「地方公務員」を「第14条の3第1項に規定する育児を行う医師の短時間勤務又は地方公務員」に改め、「(以下」の右に「これらを」を加える。

第14条の2の次に次の4条を加える。

(育児を行う医師の短時間勤務の承認)

- 第14条の3 医師である職員(地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」という。)、臨時的に任用される職員及び育休任期付職員を除く。)は、管理者の承認を受けて、当該職員の子を養育するため、当該子の満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから6年を経過するまでの間、常時勤務を要する職を占めたまま、管理者が別に定める勤務の形態により、当該職員が希望する日及び時間帯において勤務すること(以下「育児を行う医師の短時間勤務」という。)ができる。ただし、当該子について、既に育児短時間勤務をしたことがある場合において、当該子に係る育児短時間勤務の終了の日の翌日から起算して1年を経過しないときは、次項に定める特別の事情がある場合を除き、この限りでない。
- 2 前項に規定する特別の事情については、子育て支援条例第12条の規定を準用する。
- 3 育児を行う医師の短時間勤務の承認を受けようとする職員は、育児を行う医師の短時間勤務を始めようとする日の1月前までに、その期間(1月以上1年以下の期間に限る。)の初日及び末日並びにその勤務の形態における勤務の日及び時間帯を明らかにして、管理者に対し、その承認を請求するものとする。
- 4 管理者は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る期間について当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが困難である場合を除き、これを承認しなければならない。

(育児を行う医師の短時間勤務の期間の延長)

- 第14条の4 育児を行う医師の短時間勤務をしている職員は、管理者に対し、当該育児を行う医師の短時間勤務の期間の延長を請求することができる。
- 2 前条第3項及び第4項の規定は、育児を行う医師の短時間勤務の期間の延長について準用する。 (育児を行う医師の短時間勤務の承認の失効等)
- 第14条の5 育児を行う医師の短時間勤務の承認は、当該育児を行う医師の短時間勤務をしている職員が産前の休業を始め、若しくは出産した場合、当該職員が休職若しくは停職の処分を受けた場合又は当該育児を行う医師の短時間勤務に係る子が死亡し、若しくは当該職員の子でなくなった場合には、その効力を失う。
- 2 管理者は、育児を行う医師の短時間勤務をしている職員が次の各号に掲げる事由に該当すると認めるとき は、当該育児を行う医師の短時間勤務の承認を取り消すものとする。

- (1) 当該育児を行う医師の短時間勤務に係る子を養育しなくなったとき。
- 当該育児を行う医師の短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
- (3) 当該育児を行う医師の短時間勤務の内容と異なる内容の育児を行う医師の短時間勤務を承認しようとするとき。

(育児を行う医師の短時間勤務に係る子が死亡した場合等の届出)

- 第14条の6 育児を行う医師の短時間勤務をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を管理者に届け出なければならない。
 - (1) 育児を行う医師の短時間勤務に係る子が死亡した場合
 - ② 育児を行う医師の短時間勤務に係る子が職員の子でなくなった場合
 - ③ 育児を行う医師の短時間勤務に係る子を養育しなくなった場合

第17条第1項中「地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員(以下「会計年度任用職員」 という。)」を「会計年度任用職員」に改める。

第20条第1項第11号エ中「のため」の右に「又は気象警報等により」を加え、同項第17号中「9月」を「10月」に改める。

第20条の2第1項中「3年」の右に「(医師である職員にあっては6年)」を加える。

第21条の2第4項中「子育て支援条例第23条第1項」を「第20条の2第1項」に改める。

第26条の5第1項第17号ウ及び表中「9月」を「10月」に改める。

第8条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第3条の見出し中「割振り」を「割振り等」に改め、同条第1項中「割り振らない日」の右に「(第3項及び第5条第4項において読み替えて準用する同条第1項の規定によるものを除く。)」を加え、同条第3項中「。以下この条」を「。以下この項」に改め、「始業及び終業の時刻について」を削り、「考慮して」の右に「、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、「(以下この条において「単位期間」という。)」を削り、「なるように」の右に「、第1項の規定による週休日のほかに当該職員の勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を加え、同条第4項中「に基づく」を「の規定に基づく勤務時間を割り振らない日の設定又は」に改め、同項第1号を削り、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「午前9時から午後4時」を「午前10時から午後3時」に、「5時間」を「2時間」に改め、「勤務時間とすること。」の右に「ただし、特例対象日を定めた職員の当該特例対象日については、この限りでないこと。」を加え、同号を同項第3号とし、同号の前に次の2号を加える。

- (1) 前項の規定による勤務時間を割り振らない日は、単位期間をその初日から1週間ごとに区分した各期間 (単位期間が1週間である場合にあっては、単位期間。次号において「区分期間」という。)ごとにつき1 日を限度とすること。
- (2) 勤務時間は、次に定めるとおりとすること。
 - ア 1日につき 2時間以上とすること。ただし、休日 (第 15 条に規定する休日をいう。以下同じ。)、職員が日を単位として出張する日、職員が1日の執務の全部を離れて研修を受ける日及び職員が休暇を使用して1日の勤務時間の全てを勤務しないことを予定していることが明らかな日については、7時間 45分とすること。

イ 区分期間 (前項の規定による週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を含む区分期間を除く。) ごとにつき1日 (次号において「特例対象日」という。) については、2時間未満とすることができること。第3条第5項中「基づく」の右に「勤務時間を割り振らない日の設定又は」を加え、「第4項第2号」を「前項第3号」に改め、同条第6項中「規定により同項に規定する基準によらないことができるのは、当該場合の区分に応じ、それぞれ第1号に規定する始業若しくは終業の時刻の設定又は第2号に規定する休憩時間の延長に必要と認められる範囲内に限る。」を「規定による勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振りは、必要と認められる範囲内で、第4項第4号に定める基準によらないことができるものとする。」に改め、同項第1号中「第4項第2号」を「第4項第3号」に改め、同項第2号中「第8項の規定により割り振られる勤務時間」を「勤務時間」に、「職員の子育で支援に関する条例(平成21年兵庫県条例第15号。以下「子育で支援条例」という。)第26条の2第1項」を「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間条例」という。)第22条第1項」に改め、「(当該時間帯の直前又は直後に置く、第29項の規定によりあらかじめ周知した休憩時間に職員の住居と通常の勤務場所との間の移動が必要となる場合に限る。)」を削り、「当該休憩時間を当該移動に要する時間を超えない範囲内において延長する」を「当該職員の住居と通常の勤務場所との間の移動のため、コアタイム等の時間帯に休憩時間(休憩時間の時間に当該移動に要する時

間を加えた時間を超えない範囲内のものであって、当該在宅勤務を行う時間帯の直前又は直後に置かれるもの に限る。)を置く」に改め、同条第8項中「考慮して」の右に「第4項第1号の基準による勤務時間を割り振ら ない日を設け、又は」を加え、「当該申告どおりの勤務時間の割振りによると」を「当該申告どおりに勤務時間 を割り振らない日を設け、又は勤務時間を割り振ると」に改め、「定めるところにより」の右に「勤務時間を割 り振らない日を設け、又は」を加え、同条第9項中「後段の規定による勤務時間の割振り」を「後段に規定す る公務の運営に支障が生ずると認める場合における勤務時間を割り振らない日の設定又は勤務時間の割振り」 に改め、「申告どおりに」の右に「勤務時間を割り振らない日を設け、又は」を、「生ずる日について」の右に 「、それぞれ当該勤務時間を割り振らない日を勤務日(第5条第1項(同条第4項において準用する場合を含 む。)に規定する勤務日をいう。以下同じ。)とするとき又は」を、「以外の日について」の右に「勤務時間を割 り振らない日とし、又は」を加え、同条第10項中「勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の」 を「勤務時間を割り振らない日若しくは勤務時間の割振り又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を 割り振らない日若しくは」に改め、同項第1号中「割り振られた勤務時間又はこの項の規定により割振りを変 更された後の」を「設けられた勤務時間を割り振らない日若しくは割り振られた勤務時間の始業若しくは終業 の時刻又はこの項の規定により変更された後の勤務時間を割り振らない日若しくは」に改め、同項第2号中「第 8項の規定による勤務時間の割振り又はこの項の規定による勤務時間の割振りの変更の後」を「第8項の規定 により勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは勤務時間の割振りを行い、又はこの項の規定により勤務時 間を割り振らない日若しくは勤務時間の割振りの変更を行った後」に、「当該勤務時間の割振り又は当該変更の 後の」を「第8項の規定による勤務時間を割り振らない日若しくは勤務時間の割振り又はこの項の規定による 変更の後の勤務時間を割り振らない日若しくは」に改め、同号を同項第3号とし、第1号の次に次の1号を加

(2) 職員から第6条第2項第2号の規定により休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻についての申告があった場合において、同号の規定により休憩時間を置くために勤務時間を割り振らない日又は勤務時間の割振りを変更するとき。

第3条第11項中「勤務時間の割振り及び前項の規定による」を「勤務時間を割り振らない日又は勤務時間の割振り及び前項の規定による勤務時間を割り振らない日又は」に改め、同条第12項中「第10項第2号」を「第10項第3号」に、「勤務時間の割振りを変更しようとする日(以下「変更日」という。)について既に割り振られている勤務時間数を変更して勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間を割り振るを変更して勤務時間を割り振ることができるものとし、その日の選択」を「当該勤務時間を割り振らない日を勤務日とするときは、必要な限度において、その勤務日とする日以外の日を勤務時間を割り振らない日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間を割り振らない日とし、又は当該勤務日とする日以外の日について既に割り振られている勤務時間を割り振るとさは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間を割り振るときは、必要な限度において、当該変更日以外の日について既に割り振られている勤務時間を割り振ることができるものとし、その勤務時間を割り振らない日とする日又は既に割り振られている勤務時間を割り振ることができるものとし、その勤務時間を割り振らない日とする日又は既に割り振られている勤務時間の割振りについては4週間(4週間では適正に勤務時間の割振りを行うことができない場合として管理者の定める場合にあっては、管理者の定めるところにより、1週間、2週間又は3週間)とし、週休日及び勤務時間の割振りについては」を「単位期間は、」に改める。

第3条第14項から同条第25項までを削り、同条第26項中「週休日及び」を「勤務時間を割り振らない日の設定又は」に改め、同項を同条第14項とし、同条第27項中「勤務時間を割り振り、又は第15項の規定により週休日」を「勤務時間を割り振らない日」に、「及び」を「又は」に改め、同項を同条第15項とする。

第5条第1項中「若しくは第15項」を削り、同条第2項中「を週休日」の右に「又は第3条第3項の規定に基づく週休日のほかに勤務時間を割り振らない日」を加え、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 第1項の規定は、管理者が職員に第3条第3項の規定により勤務時間を割り振らない日とされた日において特に勤務することを命ずる必要がある場合について準用する。この場合において、第1項中「週休日に」とあるのは、「勤務時間を割り振らない日に」と読み替えるものとする。
 - 第6条第2項を次のように改める。
- 2 前項に規定する休憩時間は、次の各号のいずれかに該当するときは、一斉に与えないことができる。
 - (1) 職務の特殊性又はその事務所、病院等の特殊の必要がある場合
 - (2) 第3条第2項の規定により勤務時間を割り振る場合において、同項の規定による申告をした職員から休憩時間の始まる時刻及び終わる時刻について申告があったとき。

第6条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項第2号の規定による休憩時間の申告に関し必要な事項は、管理者が定める。

第8条第2項中「勤務時間を割り振り、若しくは同条第15項の規定により週休日を設け、及び」を「勤務時間を割り振らない日を設け、若しくは」に改める。

第16条第1項中「若しくは第15項」を削る。

第20条第1項中「週休日」の右に「、勤務時間を割り振らない日」を加える。

第26条の3第3項中「職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成6年兵庫県条例第43号。以下「勤務時間 条例」という。)」を「勤務時間条例」に改める。

第9条 病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「2年」を「180日」に改める。

附則

(施行期日等)

- 1 この管理規程は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
 - (1) 第4条及び第8条の規定 令和6年5月1日
 - ② 第5条、第9条、附則第3項及び附則第4項の規定 令和7年4月1日
- 2 第2条の規定による改正後の病院事業職員の給与に関する規程の規定は、令和6年1月1日から適用する。 (病気休暇の期間等に関する経過措置)
- 3 次の各号に掲げる病気休暇の期間については、その者が申告した場合、第9条の規定による改正前の病院 事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第19条第1項の規定は、なおその効力を有する。
 - (1) 令和7年3月31日以前から引き続く精神障害による病気休暇の期間
 - (2) 第5条の規定による改正前の病院事業職員の給与に関する規程第50条の4の規定を適用した場合に、令和7年3月31日以前に取得を始めた病気休暇の期間と通算される精神障害による病気休暇の期間
- 4 前項の規定により、なおその効力を有する第9条の規定による改正前の病院事業職員の勤務時間、休暇等に関する規程第19条第1項の規定を適用する場合の病気休暇の期間の通算については、第5条の規定による改正前の病院事業職員の給与に関する規程第50条の4の規定は、なおその効力を有する。